

厚生労働省北海道労働局発表
令和2年12月1日

報道関係者 各位

担当

【照会先】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長 米村慎二
統括特別司法監督官 加藤孝
<電話>011-709-2311
(内線 3542)

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和元年の監督指導結果を公表します ～約75%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局（局長 上田国士）は、道内の労働基準監督署（支署）が、令和元年（平成31年）に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり）

〔監督指導結果等の概要〕

（1）労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者	265事業場
法令違反が認められた実習実施者	199事業場(75.1%)

（2）主な法令違反の状況

- ① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） (30.9%)
- ② 労働時間（労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど） (15.1%)
- ③ 割増賃金（時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど) (11.3%)
- 賃金の支払（賃金不払いなど) (11.3%)

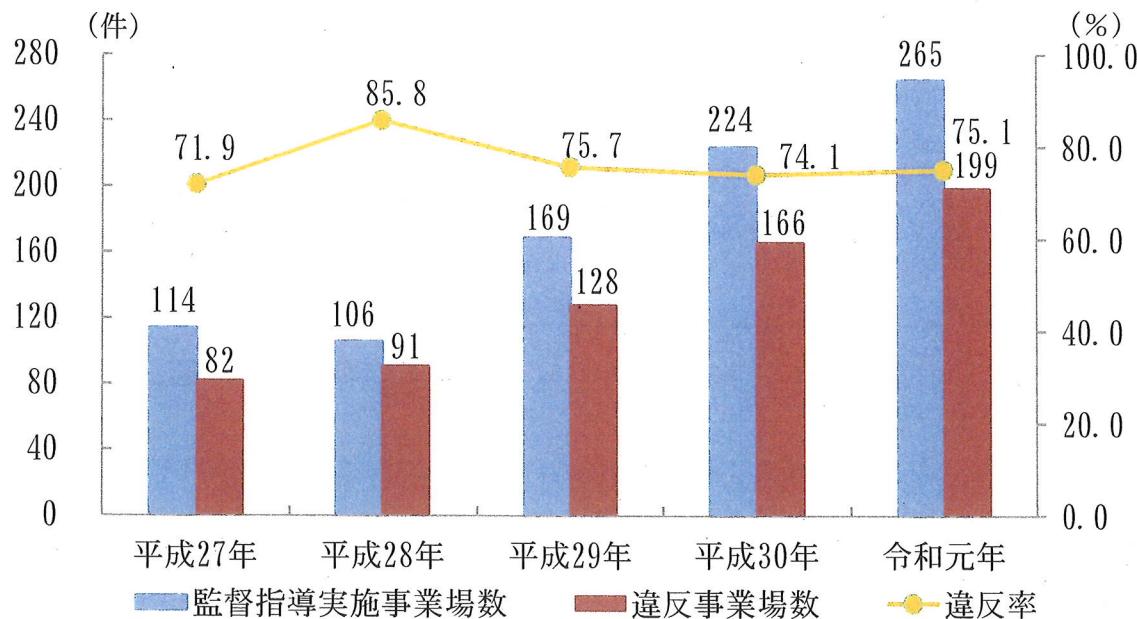
（3）今後の取組

北海道労働局及び道内の労働基準監督署（支署）は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

1 監督指導状況

(1) 令和元年（平成 31 年）に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して 265 件の監督指導を実施し、その 75.1% に当たる 199 件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については 5 頁参照）。

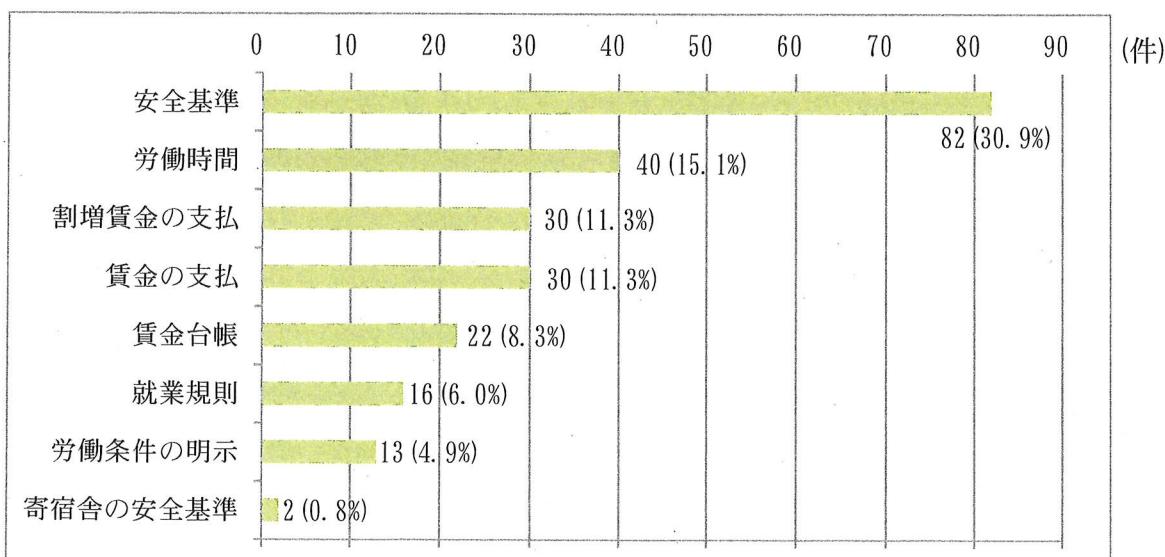
図 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



（注）違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

(2) 主な違反内容は、①安全基準関係 82 件 (30.9%)；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)、②労働時間関係 40 件 (15.1%)；労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)、③割増賃金関係 30 件 (11.3%)；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど) ③賃金の支払い関係 30 件 (11.3%)；賃金不払いなど) の順でした。

図 2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



＜注＞ 違反事項が 2 つ以上ある場合は各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。
令和元年（平成31年）

**【事例1】賃金の支払額に問題があるという情報を端緒として、監督指導を実施
(水産業)**

(指導内容)

技能実習生に対し、所定労働時間を超える労働を行わせるに当たり、
労働契約に基づく割増賃金を支払っていなかったため、是正勧告しました。

(指導の結果)

過去に遡って不足していた割増賃金が支払われました。

【事例2】労働災害の発生を端緒として、監督指導を実施(食料品製造業)

(指導内容)

加工物を切断する機械の運転を止めないまま技能実習生に、清掃作業
を行わせた結果、災害が発生したことから、是正勧告しました。

また、作業方法の見直し、注意喚起の表示等を指導しました。

(指導の結果)

災害が発生した箇所に手を近づけずに作業を行うよう作業方法が変更さ
れ、機械にも危険個所である旨日本語と母国語で表示されました。

また、新たな作業方法について、母国語による危険の要点を記した災害
事例を元に安全教育が行われ、機械作業における安全管理の徹底が図ら
れました。

【事例3】外国人労働者の就労状況を確認するため監督指導を実施(建設業)

(指導内容)

技能実習生が入居する寄宿舎について、階段や廊下の構造、寝室の採
光面積などについて事業付属寄宿舎規定で定める基準に満たない点が認
められたことから、是正勧告しました。

(指導の結果)

寄宿舎が基準を満たす構造に改築されました。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和元年（平成 31 年）に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報^{*1}した件数は 26 件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報^{*2}された件数は 34 件でした。

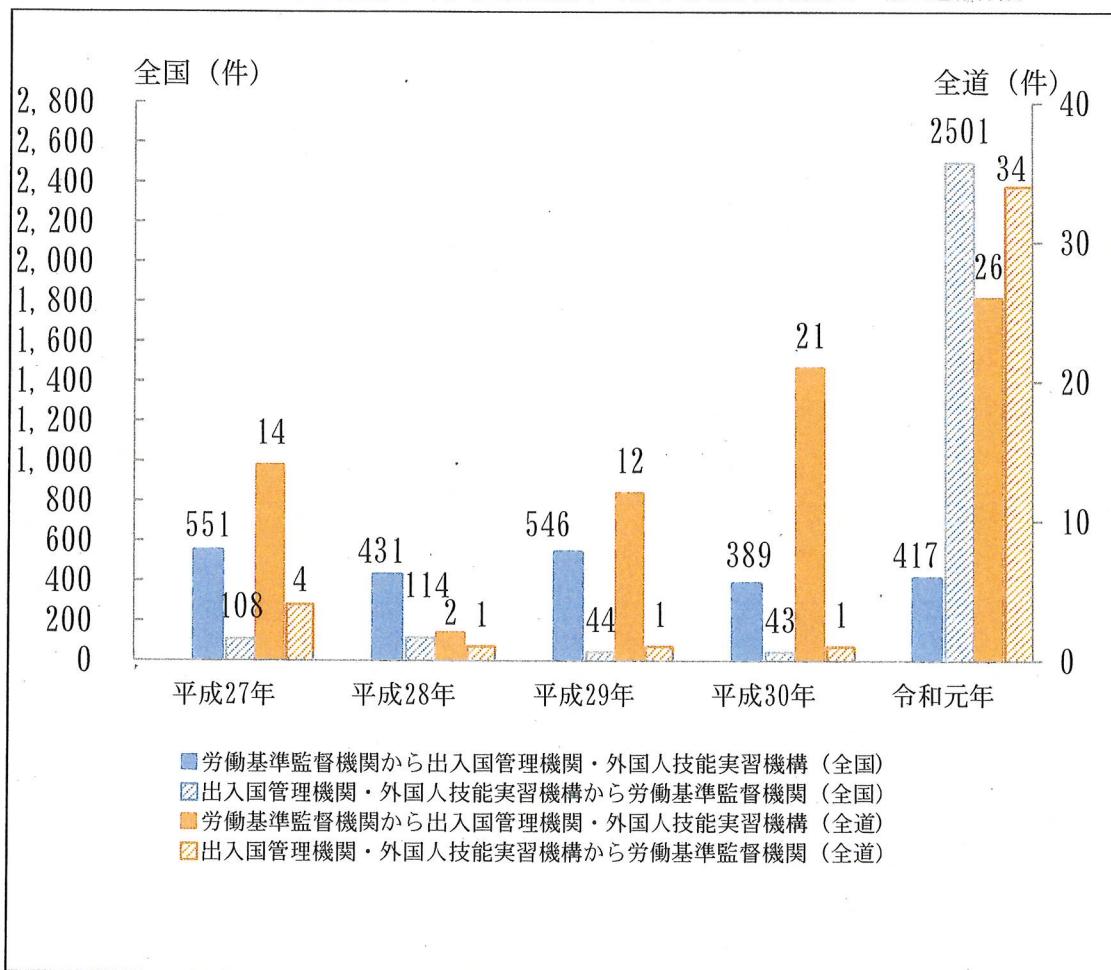
* 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

* 2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図 3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果

平成31年1月～令和元年12月（2019年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	9,455件	265件
違反事業場数	6,796件	199件
(違反率)	(71.9%)	(75.1%)

主な違反内容 （労働基準法 第15条）	違反事業場数			
	全国	北海道	全国	北海道
労働条件の明示 （労働基準法 第15条）	732	(7.7%)	13	(4.9%)
賃金の支払 （労働基準法 第24条）	1,061	(11.2%)	30	(11.3%)
労働時間 （労働基準法 第32条・第40条）	2,035	(21.5%)	40	(15.1%)
割増賃金の支払 （労働基準法 第37条）	1,538	(16.3%)	30	(11.3%)
就業規則 （労働基準法 第89条）	843	(8.9%)	16	(6.0%)
賃金台帳 （労働基準法 第108条）	1,089	(11.5%)	22	(8.3%)
法令等の周知 （労働基準法 第106条）	382	(4.0%)	5	(1.9%)
寄宿舎の安全基準 （労働基準法 第96条）	162	(1.7%)	2	(0.8%)
安全基準 （労働安全衛生法第20～25条）	1,977	(20.9%)	82	(30.9%)
衛生基準 （労働安全衛生法第20～25条）	708	(7.5%)	8	(3.0%)
健康診断 （労働安全衛生法第66条）	654	(6.9%)	16	(6.0%)
最低賃金※ （最低賃金法第4条）	469	(5.0%)	15	(5.7%)